

利 用 規 約

利用者は、本規約を理解した上で適正な利用を行うこと。

1 基本事項

- (1) 本事業は希望する利用内容の全てに対応・保証できるものではないこと。
- (2) 感染症対策のため、機材に触れる前に、手洗い・手指消毒に努めること。
- (3) 下記の理由に該当する場合は、貸し出しを認めない、または、貸し出しを中止することがあること。また、これにより受けた利用者の損失等については、新潟市は一切の責任を負わないこととする。
 - ① 利用内容が文化活動に該当しないと認められる場合
 - ② 利用にあたり、法令違反がある場合
 - ③ 申請内容に虚偽の事項が認められた場合
 - ④ 利用者が新潟市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
 - ⑤ 機材に不調等（故障・破損・紛失）が認められた場合
- (4) 機材に付属のマニュアル及び別に備える「機材接続簡易マニュアル」に記載されている内容以外の問い合わせについては、新潟市では対応出来ないこと。
- (5) 本事業を利用して行う全ての活動は、利用者の責任において行うこと。
- (6) 利用の中止等、申請内容に変更が生じた場合、速やかに新潟市（担当：文化政策課）に申し出ること。
- (7) 本機材を利用した活動で生じたトラブル等については、利用者が自己の責任において解決することとし、新潟市は一切の責任を負わないものであること。
- (8) 新潟市が必要と認めた場合、本規約の内容を変更できるものであること。なお、その場合、新潟市ホームページ上で周知するとともに、利用者に対して通知する。

2 遵守事項

- (1) 貸出機材は、機材に付属のマニュアル及び別に備える「機材接続簡易マニュアル」を確認の上、適切に使用すること。
- (2) 動画配信を行う場合等、利用者及び第三者の個人情報等の扱いには十分注意すること。
- (3) 利用者は本事業利用中または利用後に以下の事項が生じた場合、直ちに新潟市（担当：文化政策課）まで連絡すること。ただし、問い合わせ窓口が受付時間外の場合は、翌開庁日の受付時間に連絡すること。
 - ① 貸出物品が故障・破損した場合。（利用者に著しい瑕疵があった場合で、機材の復旧等に費用が発生する場合は、その費用は利用者が負担すること。）
 - ② 利用者と第三者との間にトラブル等が生じた場合（トラブル等により生じた損害や紛争は自己の責任で解決することとし、新潟市は一切の責任を負わないものとする。）

3 禁止事項

以下の禁止行為は絶対に行わないこと。

- (1) 利用申請書に記載した利用内容以外の目的での使用
- (2) 営利目的の活動での使用
- (3) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (4) 新潟市及び本事業の他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を損害する行為
- (5) 政治活動や宗教活動の普及につながると考えられる活動及び動画の撮影やその情報（動画、音声等）の配信
- (6) 申請者（申請者が実施する事業を含む）以外の使用、第三者への貸出、譲渡、売却行為
- (7) その他、文化活動と認められない行為